関西生コン弾圧事件ニュース　NO.33　2020年５月29日

＜本号６ページ＞

「600日も拘束しなければ明らかにできない真実などない」

「関西生コンを支援する会」、京都地裁に要請

●鎌田慧、佐高信氏らが直筆署名で

５月 25 日、「関西生コンを支援する会」は、京都地裁刑事部に対し、鎌田慧、佐高信、宮里邦雄、海渡雄一、内田雅敏ら共同代表が直筆署名した要請書を提出。武委員長と湯川副委員長の２人をただちに保釈するよう申し入れた。**（別紙５ページ分が要請書と添付資料）**

要請書を持参した共同代表の１人、藤本泰成さん（平和フォーラム共同代表）は、「組合活動を理由にした２人の勾留期間は 630 日超と異常な長期間に及んでおり、憲法が保障する労働基本権の否定だ。重大な人権侵害でもある。速やかに保釈を」と強く抗議した。

●裁判準備にも支障

関西生コン弁護団の小田幸児弁護士は申し入れ後の記者会見で、公平な裁判を受けるための防御権が長期勾留で侵害されていると批判。新型コロナ感染防止対策で接見室の穴あきアクリル板にテープが貼られたため声がいっそう聞き取りにくく、裁判準備の打ち合わせにも支障が生じていると説明した。

●組合弱体化が目的

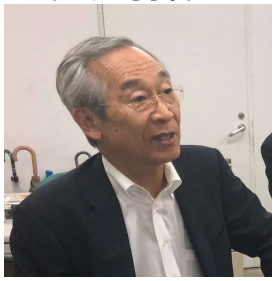

労働法学者有志 78 人が公表した抗議声明（昨年 12 月）のよびかけ人、吉田美喜夫さん（立命館大学名誉教授＝写真左）は、「刑事事件で複雑というかもしれないが、600 日も拘束しないと明らかにできないような真実だったら、それはないものをあるものとしてつくるあげようとしているとしか考えようがない」としたうえで、「意図は別のところ、つまり、関生という組合のトップを長期間、組合員から引き離すことによって組合の弱体化を図っていく時間として使っているわけで、捜査のためでもなんでもない。まず釈放して、それから必要なら必要な捜査をすればよかろうかと思う。」と強調した。

●連日の抗議行動、裁判所申し入れ

５月 18 日～ 29 日まで、京滋実行委員会など地元の労組・市民団体が京都地裁前で連日昼休み抗議行動。大阪実行委員会、静岡の会、東海の会などがあいつぎ地裁に申し入れを実施している。

京都地裁前行動に連帯して藤本共同代表がアピール（５月25日）